

台風12号災害対策資金の 取扱いについて

このたびの台風12号において被災された方々には、深くお見舞い申し上げます。
被災された農家組合員の経営維持、安定を図るため、下記のとおり施設復旧資金・経営安定資金をご融資いたします。

記

◆お取扱期間

平成30年7月30日(月) ~ 平成30年12月28日(金)のお申し込み受付分まで

◆ご融資の概要

ご利用いただける方

台風12号により農業施設、農作物等に被害を受けた組合員(法人を含む)およびそのご家族の方で、当JAの事業所長または畜産課長から罹災証明書の発行を受けた方

お使いみち

被害を受けた農業用施設および機器等の復興(補修・修繕等損壊施設の原状復帰に要する費用)に要する資金および農業経営に要する資金等

ご融資金額

見積書等必要額の範囲内

担保・保証

原則として、愛知県農業信用基金協会(保証料率0.43%)の債務保証をご利用いただきますが、必要に応じて担保・個人保証をお求めする場合がございます。

※JAバンクあいち保証料助成事業により、保証料が実質負担無しとなります。

(借入時に一旦保証料をお支払いいただいた後、お口座へ返金します。)

ご融資期間

- ・農業経営に要する資金 8年以内
- ・農機具等の取得 10年以内
- ・建構築物の修理・造成 15年以内

ご融資利率

変動金利・固定金利がございます。

詳細は事業所・支店にご確認ください。

※豊橋市等からの利子補給等により、当初3年間は実質無利子となる場合がございます。

ご用意いただく書類

- ・当JA事業所等が発行した罹災証明書
- ・直近3期分の確定申告書、決算書
- ・お使いみちが確認できる書類(見積書等)
- ・他にお借入れがある方は、返済の内容が分かる書類

※必要により、この他の書類をご用意いただくことがあります。

詳しくはお近くの事業所・支店窓口へお問い合わせください。

JA豊橋

URL:<https://www.ja-toyohashi.com/>